

損害賠償請求等住民訴訟事件（令和3・4年度訴訟提起分） 第一審判決について

本日、令和3・4年度に訴訟提起された政務活動費に関する損害賠償請求等住民訴訟事件の第一審判決が横浜地方裁判所で言い渡されました。

訴訟の概要

- ・事 件 名 令和3年（行ウ）第66号 損害賠償請求等住民訴訟事件
令和3年（行ウ）第76号 損害賠償請求等住民訴訟事件
令和3年（行ウ）第88号 損害賠償請求等住民訴訟事件
令和4年（行ウ）第65号 損害賠償請求等住民訴訟事件
（4件併合）
 - ・原 告 かわさき市民オンブズマン、NPO法人国民の健康と生活を守る会、他1名
 - ・判決言渡日 令和7年10月29日（水） 午後1時15分（横浜地方裁判所）
 - ・判決主文
 - 1 原告らの訴えのうち、*1別紙訴え却下部分目録記載の部分~~を却下する。~~
 - 2 被告は、参加人秋田に対し、*283万1550円及び*3114万6999円に
対する令和4年4月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払う
よう請求せよ。
 - 3 原告らのその余の請求を棄却する。
 - 4 訴訟費用（補助参加により生じた費用を除く。）はこれを30分し、その1を
被告の、その余を原告らの各負担とし、参加人秋田を除く参加人らの参加によ
り生じた費用は原告らの負担とし、参加人秋田の参加により生じた費用はこれ
を15分し、その1を参加人秋田の、その余を原告らの各負担とする。
- *1…秋田元議員に対し既に行った返還命令部分
*2…秋田元議員の令和3年度事務所費（賃料・光熱費）の2分の1から、市が既
に返還命令を行なった部分を除いた額
*3…秋田元議員の令和3年度事務所費のうち、市が既に返還命令を行なった額（3
1万5449円）及び*2の合計に対する年3%の遅延損害金

（参考）

1 訴訟の概要

市が交付した令和元年度分～令和3年度分の政務活動費のうち、下記の議員（元議員）が支出した政務活動費の一部について、違法な支出として、市長に対し、返還請求を行うことを求めた住民訴訟である。

<原告による訴えの額（4件の合計）>

秋田 恵元議員（チーム無所属→無所属）	687万5000円（調査研究費）
	110万0000円（広報・広聴費）
	64万0000円（人件費）
	390万9477円（事務所費）
秋田元議員小計	1252万4477円

吉沢直美元議員（自民党）	254万4858円（広報・広聴費）
各務 雅彦議員（自民党）	298万9886円（広報・広聴費）
本間賢次郎議員（自民党）	250万0980円（広報・広聴費）
大島 明議員（自民党）	604万0417円（広報・広聴費）

小計 1407万6141円

総計 2660万0618円
（一部認容額 83万1550円）

2 訴訟の経過

令和3年	9月15日	原告による訴訟提起（令和3年（行ウ）第66号）
	11月9日	原告による訴訟提起（令和3年（行ウ）第76号）
	11月17日	口頭弁論①
	11月19日	口頭弁論② 令和3年（行ウ）第76号を併合
	12月27日	原告による訴訟提起（令和3年（行ウ）第88号）
令和4年	3月16日	口頭弁論③ 令和3年（行ウ）第88号を併合
	5月25日	口頭弁論④
	7月25日	口頭弁論⑤
	10月5日	口頭弁論⑥
	11月15日	原告による訴訟提起（令和4年（行ウ）第65号）
	11月21日	口頭弁論⑦
令和5年	2月8日	口頭弁論⑧ 令和4年（行ウ）第65号を併合
	4月24日	口頭弁論⑨
	6月26日	口頭弁論⑩
	8月30日	口頭弁論⑪
	12月13日	口頭弁論⑫
令和6年	2月21日	口頭弁論⑬
	4月24日	口頭弁論⑭
	6月26日	口頭弁論⑮
	10月23日	証人尋問(1)
	11月25日	証人尋問(2)
令和7年	1月14日	進行協議
	3月26日	証人尋問(3)
	7月7日	口頭弁論⑯
	10月29日	判決

【問合せ先】

川崎市議会局総務部庶務課 柴田
 電話（044）200－2482

令和7年10月29日
報道発表資料
川崎市議会局

政務活動費に関する住民訴訟第一審判決に関する市長コメント

政務活動費に関する住民訴訟につきまして、本日、横浜地方裁判所で、原告の請求を一部認容する判決が言い渡されました。

今後、判決を精査し、弁護士とも協議の上、対応を検討してまいります。

川崎市長 福田紀彦

<問合せ先>

川崎市議会局総務部庶務課 柴田
電話 044-200-2482

政務活動費に関する住民訴訟第一審判決に関する議長コメント

政務活動費に関する住民訴訟につきましては、本日、横浜地方裁判所で、原告の請求を一部認容する判決が言い渡されたとの報告を受けました。

これまでも、本市議会としては、政務活動費について条例や運用指針に基づき適正な使用に努めてまいりましたが、判決において本市の主張が認められませんでした。

本市議会としては、今後もこれまでと同様、条例、運用指針等に基づき適正な執行に努めていきたいと考えております。

川崎市議会議長 原 典 之

＜問合せ先＞

川崎市議会局総務部庶務課 柴田
電話 044-200-2482